

■ドローン飛行（撮影）される方へ■

本市では、原則として、都市公園におけるドローン等の飛行は、許可していません。
（※ドローン等に含まれない100グラム未満のものも同様の取り扱いとします。）
=趣味でのドローン飛行、ドローンの練習会等は禁止しております。

ただし、長浜市都市公園条例第2条第2項「業として写真又は映画を撮影すること。」、同条例第2条第4項「競技会、展示会、博覧会その他これに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。」等に該当する場合、ドローン等の飛行を許可できる場合があります。

対象の行為に伴ってドローン等を飛行させる場合は、公園内行為許可の手続きが必要です。公園内行為許可の申請にあたっては、以下の書類を整えて、ご提出をお願いします。

【申請書類】

- 1 公園内行為許可申請書
- 2 公園使用料減免申請書 ※減免が認められる場合のみ
- 3 飛行計画図（飛行範囲や操縦者、監視者の位置を示した図）
- 4 航空法上の国土交通大臣の許可又は承認を受けたことが確認できる書類（許可・承認証の写し）
- 5 行為の詳細が分かる資料（企画書、実施要項、行事の案内文（チラシ）等）

【提出方法】

- ・長浜市役所都市計画課（2階）窓口へ持参
- ・郵送
- ・メール（toshikei@city.nagahama.lg.jp）
- ・電子申請

〒526-8501 長浜市八幡東町 632 番地 長浜市都市計画課 都市整備係 TEL：0749-65-6541 FAX：0749-65-6760 E-mail：toshikei@city.nagahama.lg.jp
